熊谷市優秀建設工事表彰要綱

平成２５年２月８日

市長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、本市が発注した建設工事を優秀な成績で完成した者を表彰することにより、本市の工事受注者の技術水準の向上を図るとともに、公共工事の適正な施工を確保することを目的とする。

（表彰の対象工事）

第２条　表彰の対象となる工事は、本市が発注した工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　総務部契約課の検査対象となった工事であって、請負代金額が５００万円以上のもの。

⑵　表彰を実施する年度の前年度（以下「対象年度」という。）に完成したもの。

⑵　市内に本店を有している者（全ての構成員が市内に本店を有する共同企業体を含む。）が受注したもの。

（表彰の区分）

第３条　表彰の区分は、別表のとおりとする。

（表彰の基準）

第４条　表彰を受ける工事は、次に掲げる全てに該当する工事とする。

⑴　適正な施工管理により出来栄えが特に優れている工事又は特に困難な施工条件を克服して完成させた工事であって、他の受注者の模範となる工事であること。

⑶　建設工事成績評定表の総評定点（以下「総評定点」という。）が、前条に規定する区分において最高点であり、かつ、８０点以上であること。

２　前項に該当する工事が複数ある場合には、その全てを表彰するものとする。

（表彰の対象）

第５条　表彰は、前条に該当する工事を施工した受注者及び現場代理人（以下「表彰対象者」という。）に対して行うものとする。

２　表彰対象者が、次条に規定する欠格事項に該当することにより、表彰されないこととなった場合には、表彰を受けることができる工事を施工した次点の者を、表彰対象者として表彰を行うことができるものとする。

（欠格事項）

第６条　次の各号のいずれかに該当する受注者は表彰しないものとする。

⑴　対象年度の初日から表彰を実施する日までの間において、熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１７年訓令第６２号）第２条又は第３条の規定により、指名停止等の措置を受け、又は措置を受けることが明らかとなった者

⑵　対象年度の初日から表彰を実施する日までの間において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条、第２９条、第２９条の２、第２９条の３又は第２９条の４の規定による監督処分を受け、又は受けることが明らかとなった者

⑶　対象年度の初日から表彰を実施する日までの間において、総評定点が６５点未満による警告を受けている者又は建設工事成績評定表において、いずれかの細別にｅがある者

⑷　その他市長が表彰にふさわしくないと判断した者

（表彰対象者の決定）

第７条　総務部契約課長は、表彰を実施する日の属する年度の９月３０日までに、表彰対象者となりうる者があるときは、熊谷市優秀建設工事受注者報告書（様式第１号）により、熊谷市建設工事請負等指名業者選定等委員会（以下「委員会」という。）に内申するものとする。

２　委員会は、前項の内申を受けたときは、速やかに審査の上、表彰対象者の候補を決定し、熊谷市優秀建設工事受注者推薦書（様式第２号）により、市長に推薦するものとする。

３　市長は、前項の規定により推薦された者のうちから表彰対象者を決定する。

（表彰の方法）

第８条　表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

２　表彰には、副賞を添えることができる。

（表彰の時期）

第９条　表彰は、年１回定期に行う。

（被表彰者の公表）

第１０条　市長は、第５条の規定により表彰を行ったときは、被表彰者を公表するものとする。

２　前項の公表は、市報への掲載、新聞等の報道機関への発表その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（事務局）

第１１条　表彰に係る事務は、総務部契約課において処理する。

（その他）

第１２条　この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年６月２７日から施行する。

附　則

（施行期間）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（熊谷市優秀建設工事表彰実施基準の廃止）

２　熊谷市優秀建設工事表彰実施基準（平成１８年６月２７日市長決裁）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

	請負代金額	部門	対象業種
区分	１，０００万円以上	土木部門	土木（上下水道工事を除く）、鋼構造物（土木）工事業
		上下水道部門	土木（上下水道工事）、管工事業（水道工事）
		建築部門	建築、鉄筋（建築）、大工、左官、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物（建築）、板金、ガラス、塗装（区画線除く）、防水（建築）、内装仕上、建具工事業
		とび・土工、造園部門	とび・土工、鉄筋（土木）、しゅんせつ、塗装（区画線）、防水（土木）、造園、さく井、解体工事業
		電気部門	電気、電気通信工事業
		設備部門	管（水道工事を除く）、機械器具設置、熱絶縁、水道施設、消防施設、清掃施設工事業
		舗装部門	舗装工事業
	５００万円以上 １，０００万円未満	小規模部門	全業種